

福井市こども未来計画【概要版】

1 計画策定の趣旨

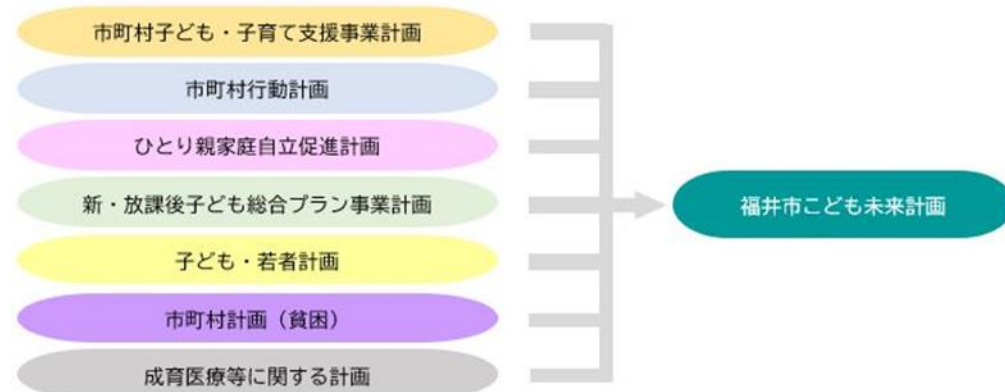
- ◇ 本市では、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の施行にあわせ、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の一体的な計画として、「福井市子ども・子育て支援事業計画」（第一期：平成27年度～令和元年度、第二期：令和2年度～令和6年度）を策定し、少子化対策、子育て支援のための総合的な取組の一環として「母子の健康の確保と増進」、「子育てにかかる経済的負担の軽減」等、11の項目を重点施策に定めて取り組んできました。
- ◇ このたび、「こどもまんなか社会」の実現に向け制定する「福井市こども未来条例」（令和7年4月1日施行）の理念に基づき施策を展開するため、また、「こども基本法」において、「市町村こども計画」の策定が求められていることも踏まえ、「福井市こども未来計画」を策定しました。

2 計画のポイント

- ◇ 本計画は、こどもを主体とした計画とします。
- ◇ 「こどもが自らの可能性を広げられるよう社会全体でこどもの成長を応援することにより、こどもの未来が輝くまちの実現を目指す」という「福井市こども未来条例」の趣旨を踏まえ、その基本理念を具体化するものです。
- ◇ 本計画の策定にあたっては、こども・若者等への実態調査に併せて、すべてのこどもについて、意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会の確保、意見の尊重といった「こども基本法」に定められている基本理念を踏まえ、こども・若者や関係団体等から広く意見を聴取しました。

3 計画の位置づけ

- ◇ 本計画は、「こども基本法」第10条に基づく「市町村こども計画」として位置づけられます。また、「こども大綱」等を勘案し、以下の計画を一体的に策定します。



- ◇ 本計画は、「第八次福井市総合計画」の政策「市民の健康を守り、誰もが夢や生きがいを持って安心して暮らせるまちをつくる」を実現するものです。
- ◇ 計画の個々の施策については、本市で策定する各計画と整合性のあるものとします。

4 計画期間

- ◇ 令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

5 計画の基本理念

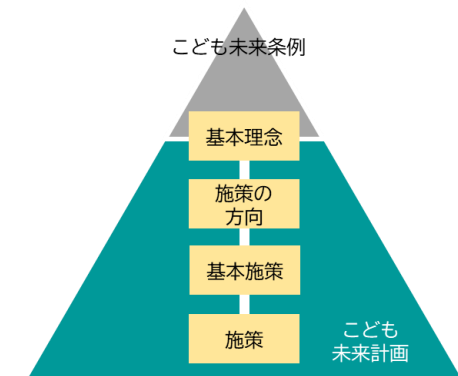
基本
理念

こどもの成長をみんなで応援し、
こどもの未来が輝くまち ふくい

- ◇ 本計画では、こどもの権利を尊重することに加え、「こどもが自らの可能性を広げられるよう社会全体でこどもの成長を応援することにより、こどもの未来が輝くまちの実現を目指す」という「福井市こども未来条例」の趣旨を踏まえ「こどもの成長をみんなで応援し、こどもの未来が輝くまち ふくい」を基本理念とします。
- ◇ 結婚から妊娠、出産、子育て、教育を通じた切れ目のない包括的な支援を行うとともに、『こどもをひとりぼっちにしない・させない』よう、こどものより良い居場所づくりを進めます。

6 計画の体系

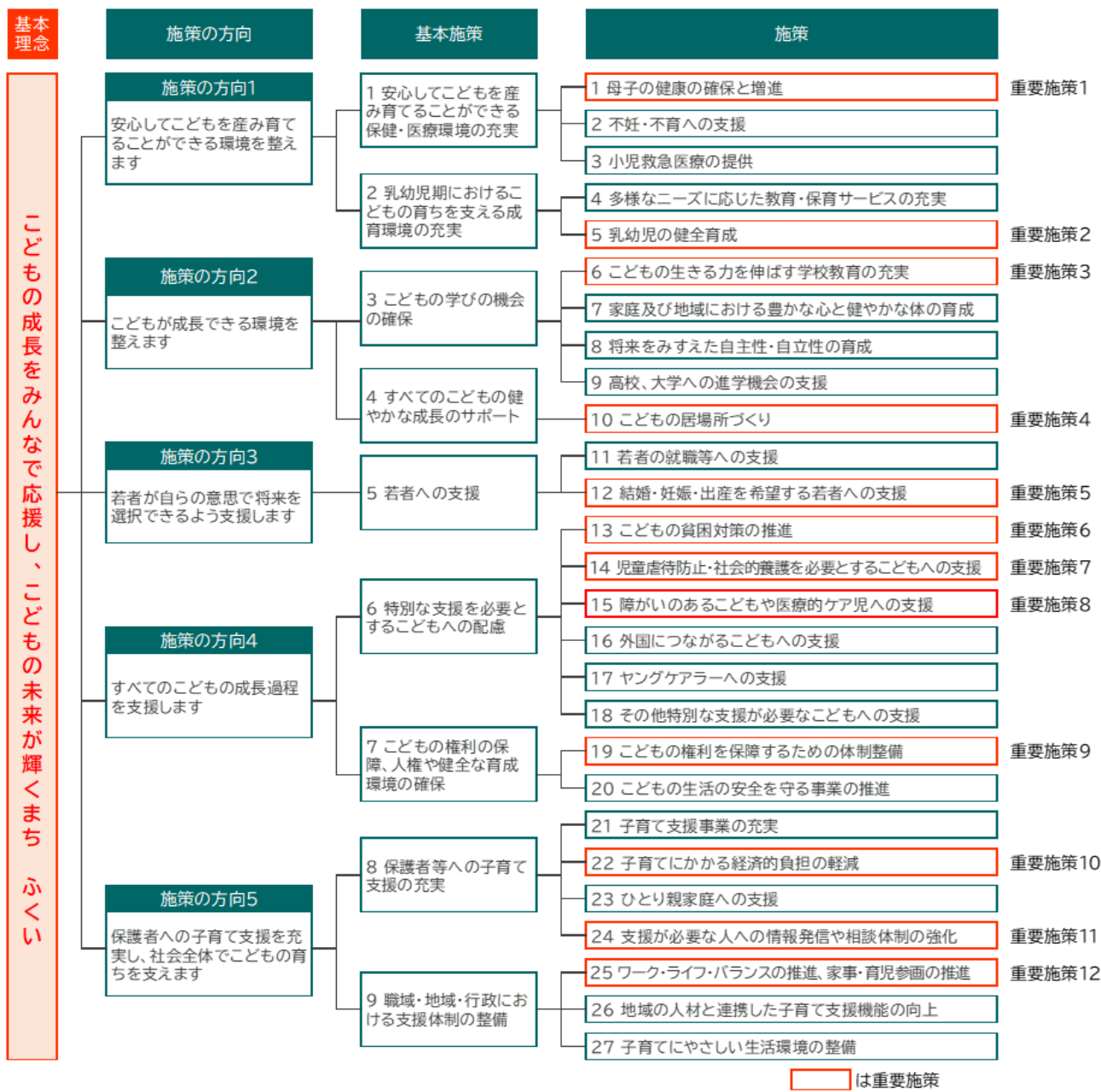
- ◇ 施策体系は、「基本理念」「施策の方向」「基本施策」「施策」で構成します。
- ◇ 5つの「施策の方向」をもとに、9つの「基本施策」を掲げ、27の「施策」を設定しました。
- ◇ 「施策」のうち、こどもや子育て家庭を取り巻く現状と課題を踏まえ、12の施策を「重要施策」とし、成果指標を設定します。



7 計画の推進体制と評価

- ◇ 本計画の実施状況について、「福井市こども未来推進本部会議」および「福井市社会福祉審議会 こども専門分科会」において毎年、調査点検・審議するとともに、必要に応じて事業の見直しを行います。
- ◇ 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」」については、中間年である令和9年度に、2年間の実績を取りまとめた中間評価を実施します。実施結果は、その後の対策や計画の見直し等に反映させます。

◇施策体系図



◇重要施策一覧

重要施策 1 母子の健康の確保と増進			〈施策 1〉		
○妊娠・出産・育児の正しい知識を身につけるための助言や指導等を行い、妊娠前から妊娠期出産、幼児期までの切れ目のない支援を実施する。			○産後ケア事業の内容検討や委託先の拡大等、提供体制の確保に向けた取組を推進する。		
重要施策 2 乳幼児の健全育成			〈施策 5〉		
○教育・保育の質の向上に向けたアクションプログラムに基づき、研修の充実や公開保育等を促進する。			○演劇鑑賞教室を開催するほか、既存の遊具の更新を含めた遊び場の充実を検討する。		
重要施策 3 こどもの生きる力を伸ばす学校教育の充実			〈施策 6〉		
○こどもの学びを推進するとともに、こども一人ひとりの自己肯定感や道徳性、社会性等を育むために道德教育・人権教育等に取り組む。		○教科の指導研修などの実践的研修に加え、社会の急激な変化に伴い高度化、複雑化する環境に対応した教職員研修を実施する。	○健康教育等を通して、将来にわたり豊かな生活を営む素地を養う。		
重要施策 4 こどもの居場所づくり			〈施策10〉		
○「こどもの居場所」として、放課後児童クラブや児童館事業、放課後子ども教室、こども食堂、中学校部活動の地域移行などの取組を強化する。			○こども食堂や子ども会等の活動団体への支援を行うことで、事業の拡充を図る。		
重要施策 5 結婚・妊娠・出産を希望する若者への支援			〈施策12〉		
○若者を対象に、結婚・出産・子育てをイメージできるライフデザインについての講座を実施する。		○婚活に向けたコミュニケーションのとり方を学ぶ機会や、婚活イベント、マッチングシステムなど出会いの機会を提供する。	○若い世代の結婚生活に係る経済的負担を軽減するとともに、未来の健康、将来の妊娠・出産に向けた適切な健康管理を促す取組を推進する。		
重要施策 6 こどもの貧困対策の推進			〈施策13〉		
○低所得層にあるこどもに対して学習支援や食事、体験、遊びの提供のほか、経済的支援を行う。			○住宅の確保に苦慮する若者夫婦や子育て世帯に対し、安定して住宅を供給できるよう努める。		
重要施策 7 児童虐待防止・社会的養護を必要とするこどもへの支援			〈施策14〉		
○児童虐待防止に関する普及啓発活動や相談機関等の周知を行う。		○民間団体や要保護児童対策地域協議会等、地域のネットワークを活用し、連携しながら継続的に支援する。	○社会的養護を必要とするこどもに向け、児童相談所や学校などの関係機関や地域と連携し、見守り体制の充実を図る。		
重要施策 8 障がいのあるこどもや医療的ケア児への支援			〈施策15〉		
○障がいのあるこどもや医療的ケア児などの入園・入学前の相談や保育園・認定こども園、学校で医療的ケアに対応する看護師の配置に努める。			○医療的ケア児については、心身の状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、医療的ケア児等コーディネーターを中心に支援を行う。		
重要施策 9 こどもの権利を保障するための体制整備			〈施策19〉		
○「福井市こども未来条例」の基本理念やこどもの権利について、こどもを含めたすべての市民の関心を高め、理解を深めるための周知に努めるとともに、こどもの意見を取り入れた取組を進める。					
重要施策10 子育てにかかる経済的負担の軽減			〈施策22〉		
○安心して出産や子育てができるよう、手当の支給や医療費の助成等を通して、子育て家庭の経済的負担を軽減する。					
重要施策11 支援が必要な人への情報発信や相談体制の強化			〈施策24〉		
○子育て情報を様々な媒体で一元的に発信するほか、地域子育て支援センター等においても入園手続きや子育て支援事業などを周知する。			○妊娠・出産・子育てに至るまで、こどもに関して気軽に相談できるワンストップ窓口において、一人ひとりの保護者に寄り添った対応を行う。		
重要施策12 ワーク・ライフ・バランスの推進、家事・育児参画の推進			〈施策25〉		
○働き方への意識改革に向けて、本市独自の企業診断システムの活用促進や、様々な働き方を広く発信する。		○市内企業に対しセミナーを開催するほか、中小企業労働相談員による労働条件等の訪問相談を実施し、国の補助金制度等の各種支援制度に関する情報提供を行う。	○子育て家庭に対しては、父親等の積極的な家事・育児参画を促す講座を開催する。		

◇教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」

地域の実情に応じた適切な子育て支援を提供するため、計画期間において、区域を定めた上で、(幼児期の)教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出し、見込みを踏まえた供給体制の「確保方策」を示します。

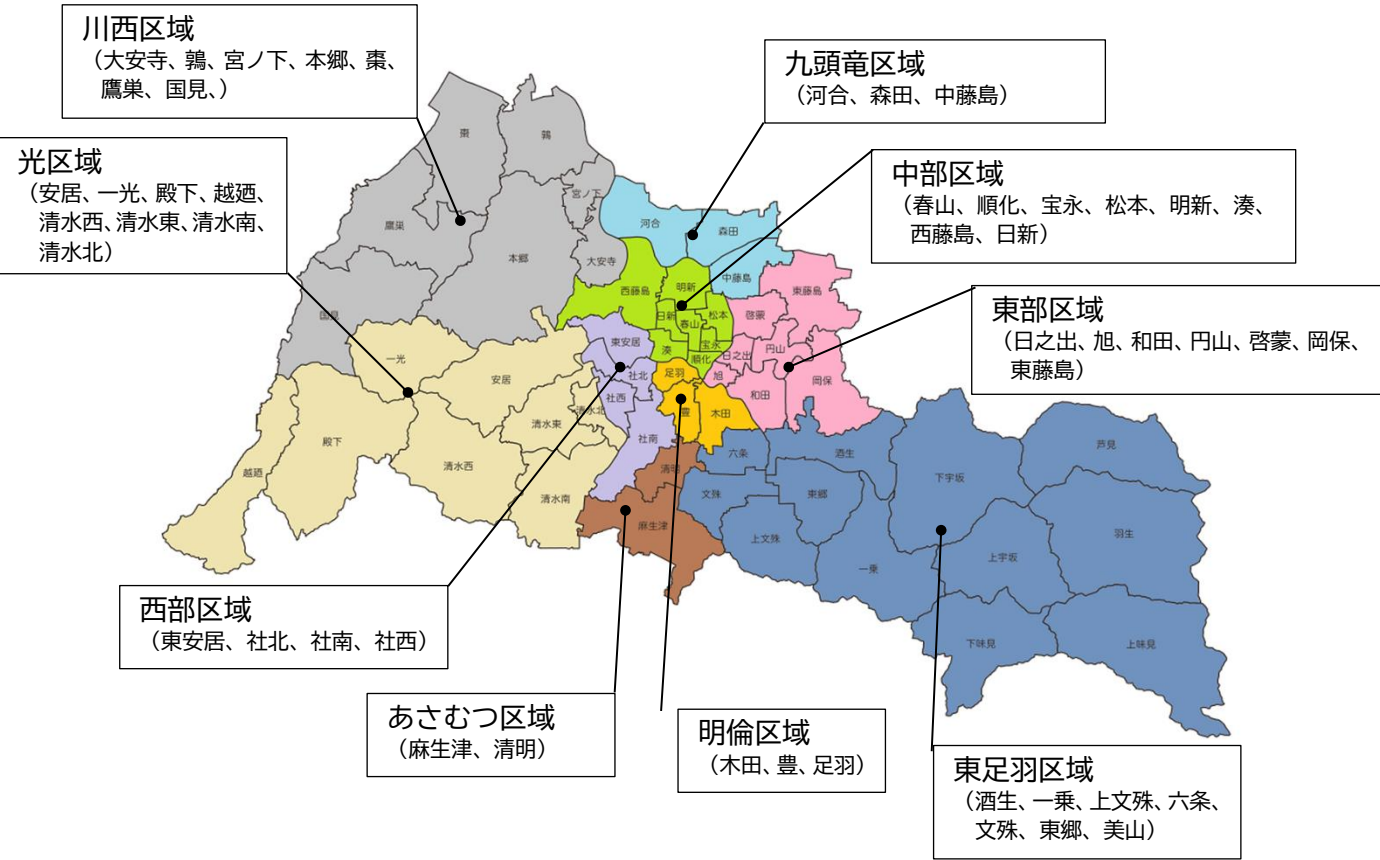
(1) 区域設定の趣旨

本市では、地域の実情に応じた適切な子育て支援を提供するため、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の社会的条件を総合的に勘案し、保護者やこどもが居宅から容易に移動できる範囲で、教育・保育提供区域（以下、区域）を設定します。

(2) 区域設定

区域設定の趣旨をふまえ、小学校区とほぼ一致する公民館区を最小単位に、施設の適正規模化を図りながら安定した教育・保育の提供を実施していくため、下図のとおり市内を9区域に設定します。ただし、広域的な利用が見込まれる事業については、市全域を1つの区域とします。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定は右記のとおりです。

なお、設定した区域は、こどもの居住区域外での事業の利用希望を妨げるものではありません。本計画では、事業ごとに設定した区域において「量の見込み」及び「確保方策」を算出しますが、ここでは市全体としての量を算出しています。



(カッコ内は区域を構成する公民館区)

(3) 「量の見込み」と「確保方策」

事業の種類			区域	指標	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
教育・保育	1号 ※1号認定（満3歳以上で、教育を希望することも（保育の必要性なし））		9区域	量の見込み①	人	904	875	851	830	818
				確保量②		1,586	1,586	1,566	1,566	1,566
				②-①		682	711	715	736	748
	2号 ※2号認定（満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望することも）			量の見込み①	人	4,524	4,386	4,261	4,161	4,093
				確保量②		5,636	5,636	5,666	5,618	5,618
				②-①		1,112	1,250	1,405	1,457	1,525
	3号 ※3号認定（満3歳未満で、保育に必要な事由に該当し、保育を希望することも）			量の見込み①	人	3,409	3,353	3,347	3,286	3,227
				確保量②		3,852	3,864	3,884	3,862	3,862
				②-①		443	511	537	576	635
(1) 延長保育事業		9区域	量の見込み①	人	1,792	1,750	1,720	1,684	1,655	
			確保量②		1,792	1,750	1,720	1,684	1,655	
			②-①		0	0	0	0	0	
(2) 放課後児童健全育成事業		小学校区	量の見込み①	人	3,488	3,418	3,271	3,209	3,155	
			確保量②		3,806	3,806	3,836	3,836	3,836	
			②-①		318	388	565	627	681	
(3) 子育て短期支援事業		市全域	量の見込み①	人日/年	673	657	647	632	622	
			確保量②		1,278	1,278	1,278	1,278	1,278	
			②-①		605	621	631	646	656	
(4) 地域子育て支援拠点事業		市全域	量の見込み①	人日/月	5,897	5,803	5,772	5,667	5,566	
			確保量②		7,615	7,615	7,615	7,615	7,615	
			②-①		1,718	1,843	1,843	1,948	2,049	
(5-1) 一時預かり事業 （幼稚園型）		9区域	量の見込み①	人日/年	96,307	93,218	90,660	88,422	87,146	
			確保量②		96,307	93,218	90,660	88,422	87,146	
(5-2) 一時預かり事業 （幼稚園型を除く）		市全域	量の見込み①	人日/年	29,816	29,193	28,810	28,234	27,746	
			確保量②		64,868	64,868	64,868	64,868	64,868	
			②-①		35,052	35,675	36,058	36,634	37,122	
(6) 病児保育事業		市全域	量の見込み①	人日/年	5,045	4,922	4,804	4,660	4,533	
			確保量②		11,960	11,960	11,960	11,960	11,960	
			②-①		6,915	7,038	7,156	7,300	7,427	
(7-1) 利用者支援事業 （基本型・特定型）		市全域	量の見込み	か所	1	1	1	1	1	
			確保量		1	1	1	1	1	
(7-2) 利用者支援事業 （こども家庭センター型）		市全域	量の見込み	か所	2	2	2	2	2	
			確保量		2	2	2	2	2	
(8) 妊婦健康診査事業		市全域	量の見込み	人	1,700	1,660	1,630	1,600	1,570	
			回	20,400	19,920	19,560	19,200	18,840		
(9) 乳児家庭全戸訪問事業		市全域	量の見込み	人	1,700	1,668	1,638	1,609	1,580	
(10) 養育支援訪問事業		市全域	量の見込み	人	40	40	40	40	40	
(11) 子育て世帯訪問支援事業		市全域	量の見込み	人日/年	161	172	181	192	199	
(12) 産後ケア事業		市全域	量の見込み①	人日/年	282	287	587	598	608	
			確保量②		282	287	587	598	608	
(13) 妊婦等包括相談支援事業		市全域	量の見込み①	回	5,100	4,980	4,890	4,800	4,710	
			確保量②		5,100	4,980	4,890	4,800	4,710	
(14) 親子関係形成支援事業		市全域	量の見込み	人 （実人数）	40	40	40	40	40	
			確保量		40	40	40	40	40	
(15) 乳児等 通園支援事業		市全域	量の見込み	人日/月	77	76	75	73	72	
			確保量		89	89	89	89	89	
			量の見込み		20	20	20	20	19	
			確保量		66	66	66	66	66	
			量の見込み		14	14	14	14	13	
			確保量		66	66	66	66	66	

第一期 こども未来計画

令和7年度 主な取組



※3スライド目以降で、新規取組や、内容や規模を拡充する取組については、下記のとおりマークを付けています。

新 新規取組

拡 内容や規模を拡充する取組

基本
理念

こどもの成長をみんなで応援し、こどもの未来が輝くまち ふくい



施策の方向 1

安心してこどもを
産み育てることができる
環境を整えます



施策の方向 2

こどもが成長できる
環境を整えます



施策の方向 3

若者が自らの意思で
将来を選択できるよう
支援します



施策の方向 4

すべてのこどもの
成長過程を
支援します



施策の方向 5

保護者への
子育て支援を充実し、
社会全体で
こどもの育ちを
支えます

■こども家庭センターにおける相談支援



「ふくっこ」での相談の様子

妊娠届出時に全妊婦と面接を実施するほか、プレママ教室の開催や助産師による相談対応を行い、引き続き、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施します。

拡 ■出産後1年以内の母子に対する心身のケアや育児サポート



写真はイメージ

出産後1年以内の母子に対し、安心して子育てができるよう、心身のケアや育児のサポート等を行います。

ケアを必要とする全ての産婦が必要な時に利用できるよう、**産後ケアサービスの拡充**を図ります。

拡 ■特定不妊治療に対する支援



写真はイメージ

新たに、**保険適用回数終了後等の先進医療にかかる費用**を**市が独自に助成**することで、経済的負担の軽減を図ります。

新 ■既存の遊具の更新など遊び場の検討



子育て支援センターの様子

既存の遊具の更新を含めた遊び場等の充実を検討します。検討にあたっては、**若手職員によるチーム**を立ち上げ、**保護者や民間事業者との意見交換**を行いながら進めます。

拡 ■教職員の質の向上に向けた研修の充実



写真はイメージ

目的別研修や校務別研修における実施要項の検討、研修の内容や方法等の協議を行い、教職員の**研修の充実**を図ります。

■地域スポーツ・文化クラブ活動参加に向けた環境整備



写真はイメージ

中学生が地域や学校の実情に応じて多様な地域クラブ活動へスムーズに参加できるよう、地域・各種団体・学校と協働して諸課題の解決に取り組めます。

新 ■児童館のプレイルームにおける空調整備



児童クラブのプレイルームの様子

全児童館のプレイルームの空調設備を令和10年度までに**計画的に整備**します。施設の環境改善に取り組むことで、自由に遊び、快適に過ごせる遊び場を提供し、こどもの健全な育成を図ります。

拡 ■こどもへの食事や学習等の提供を行う団体への支援



写真はイメージ

地域でこども食堂や学習支援などに取り組む民間団体を支援するとともに、**新たな団体を募集**し、すべてのこどもが安全・安心に生活できる居場所を確保します。

施策の方向 3 若者が自らの意思で将来を選択できるよう支援します

■若者の地元企業への就職支援



写真はイメージ

高校生・大学生対象とした企業訪問ツアーを実施し、就職活動を支援するとともに、地元企業で働くことの魅力を伝え、市内での就職につなげます。

新 ■若者同士が自由に交流できる場や機会を創出



委嘱式の様子

Z世代の若者が、福井市の課題解決に取り組むほか、**若者同士が自由に交流できる機会を設けることで、様々な職種に関する知見を広める機会を提供します。**

拡 ■ライフデザインや婚活スキル等の学びと 出会いの場の提供



写真はイメージ

結婚を希望する男女を対象に、婚活イベントや講座を開催し、出会いから結婚に至るまで一貫した支援を行います。

また、**新たにZ世代の若者が自分たちの目線で結婚の楽しさや魅力をSNS等で発信し、結婚への意識醸成を図ります。**

新 ■若者の未来の健康、 将来の妊娠・出産にむけた健康管理の促進



写真はイメージ

若者が将来のライフプランを考えて、**日々の生活や健康な妊娠・将来のこどもの健康のための準備ができるよう、プレコンセプションケアの内容について、市ホームページ等に掲載し、啓発に努めます。**

施策の方向 4 すべてのこどもの成長過程を支援します

■学習支援教室の開催



写真はイメージ

生活困窮世帯やひとり親家庭等のこどもを対象に、基本的な学習・生活習慣の習得支援を行う学習支援教室を市内6か所で開催します。

拡 ■児童虐待防止に関する普及啓発活動



児童虐待防止出張講座の様子

より多くの方に児童虐待に関する理解を深めていただけるよう、**各種教室やイベントの機会を活用した啓発**に取り組むとともに、**児童虐待防止出張講座の積極的な広報**を行います。

■医療的ケア児の園受入のための看護師の配置



医療的ケアの様子

医療的ケアが必要な園児を受け入れるために、こどもの状況に合わせ看護師を配置します。看護師不在時の対応として、代替え看護師の配置、訪問看護ステーション等の看護師派遣により継続して通園できる体制を整えます。

新 ■「福井市こども未来条例」の周知・啓発



ワークショップの開催やイベントへの出展等を行い、**条例の趣旨及びこどもの権利についての周知並びにこどもの意見聴取**に取り組みます。

施策の方向 5 保護者への子育て支援を充実し、社会全体でこどもの育ちを支えます

拡 ■認可外保育施設での一時預かりや家事手伝い等



写真はイメージ

家庭で一時的に児童を養育できない場合、**一時預かり等のサービスを利用した際の利用料に対する補助を増額**し、子育て家庭における経済的・精神的負担の更なる軽減を図ります。

拡 ■ひとり親家庭相談体制の充実



写真はイメージ

ひとり親家庭に対し、これまでの電話や面談による相談のほか、**新たにオンライン相談を導入**し、場所や移動時間に制約されず、かつ相談員の顔を見ながら安心して相談できる環境を整備します。

拡 ■子育て支援や入園に関する教室等の開催



写真はイメージ

身近な相談機関である、地域子育て支援センター等に職員が出向き、子育て支援や**入園に関して、よりニーズに沿った講座**や相談会を実施します。

拡 ■男性の家事参画や育児休業取得を促す講座の開催



写真はイメージ

男性の家事育児時間の拡大を図るため、「子育てパパカレッジ」や「パパ家事応援講座」のほか、**新たに「プレパパ教室」を実施**します。

令和7年度 事業費

